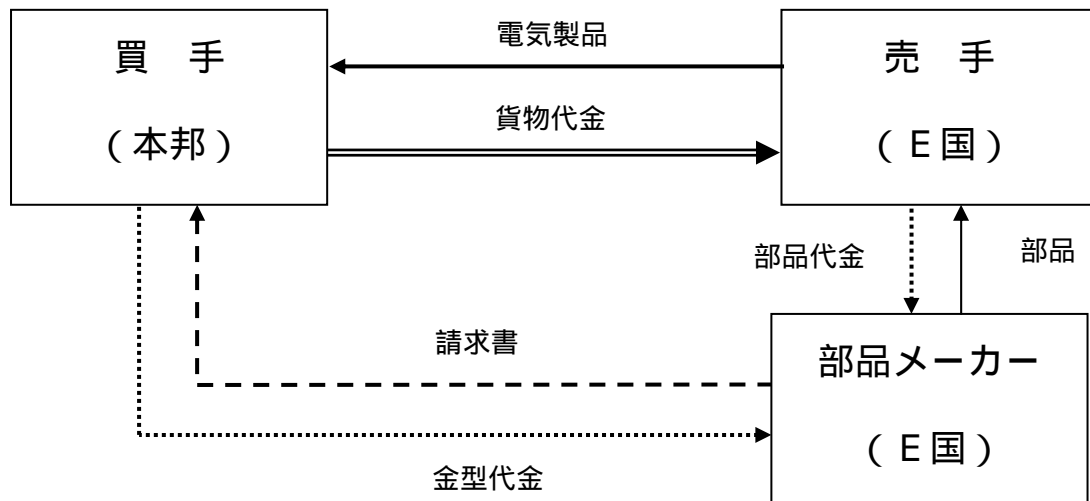


33. 買手が部品メーカーに支払った金型の費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から電気製品を購入（輸入）します。

当社は、売手が選定した部品メーカーに、輸入貨物に組み込まれる部品の生産のために使用する金型の費用を支払うことに売手と合意しました。

今般、当社は、売手の指示により、請求書に記載されたこの金型の費用を部品メーカーに支払い、売手は部品メーカーからその部品を購入しました。なお、部品メーカーは、この金型により生産された全ての部品を売手に販売しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が部品メーカーに支払う金型の費用は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が部品メーカーへ支払う金型の費用が、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものとして、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記取引において、貴社（買手）が部品メーカーに支払う金型の費用は、貴社と売手との合意に基づき、輸入貨物に組み込まれる部品を生産するために売手が選定した部品メーカーに支払われたものですので、この金型の費用は、本来、売手が支払うべき費用を貴社が代わって支払ったものと考えられます。

そのため、この金型の費用は、貴社が売手の債務を弁済した額（間接的な支払の額）になることから、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、その輸入貨物の輸

入取引をするために支払われたものとなり、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)